

Ⅲ 在日コリアンの歴史と法

- [文献] 姜在彦・金東勲1989『在日韓国・朝鮮人 ― 歴史と展望』(労働経済社)
[文献] 大沼保昭・徐龍達編2005『在日韓国・朝鮮人と人権〔新版〕』(有斐閣)
[文献] 大沼保昭[1979-80]『在日韓国・朝鮮人の国籍と人権』(東信堂、2004年)
[資料集] 芹田健太郎編1982『国際人権条約・資料集〔第2版〕』(有信堂)

A 在日コリアン・コミュニティの発生と展開

参照: 「在日コリアン関係年表」(→別資料)

- 1 韓国併合前後
- 2 土地調査事業と強制連行
- 3 大量帰国と朝鮮戦争
- 4 定住化と統合ないし「なし崩しの同化」
[判例] 日立製作所事件 横浜地判1974.6.19判時744号29頁LEX/DB27612465
1984(S59)年法45による国籍法改正(1985年1月1日施行)

B 在日コリアンの国籍問題

Cf. 韓国法・北朝鮮法上の国籍

- 1 併合期における特殊な「帝国臣民」
- 2 日本占領下における特殊な「日本国民」
- 3 対日平和条約による日本国籍喪失措置
[文献] 太寿堂鼎1973「旧属領民の退去強制」
田畑茂二郎先生還暦記念『変動期の国際法』(有信堂)
[文献] 大沼[1979-80]、同1992『サハリン棄民』(中公新書)
対日平和条約2条a項 [B2010; 16-6; 1152頁 / B2011; 1169頁]
1952年4月19日付法務府民事局長通達民事甲438号
[判例] 最大判1961(S36).4.5民集15巻4号657頁LEX/DB27002322
★上記民事局長通達による措置の(憲)法上の問題点はどこにあるか。それについてどう考えるべきか

C 日本在留の根拠の変遷

- 1 「在留資格なき在留」(法126-2-6)
1952(S27)年法126号2条6項:
「日本国との平和条約の規定に基き同条約の最初の効力発生の日において日本国籍を離脱する者で、昭和20年9月2日以前からこの法律施行の日まで引き続き本邦に在留するもの(昭和20年9月3日からこの法律施行の日までに本邦で出生したその子を含む。)は、出入国管理令第22条の2第1項の規定にかかわらず、別に法律で定めるところによりその者の在留資格及び在留期間が決定されるまでの間、引き続き在留資格を有することなく本邦に在留することができる。」
- 2 日韓国交正常化と「協定永住」
 - a 協定永住許可申請権者
日韓法的地位協定(以下、「日韓協定」)1条1項
[B2010; 16-15; 1167頁 / B2011; 1184頁]
 - (1)要件その1: 韓国国民
日韓協定合意議事録による証明および照会→回答
 - (2)要件その2: 継続的在日性
 - ①1945年8月15日以前から引き続き居住
 - ②1971年1月17日までに出生して継続的に居住している①の直系卑属
 - b 協定永住の内容
 - (1)出入国管理(日韓協定の実施に伴う入管特例法(1965(S40)年法146))
在留期間の撤廃

退去強制事由の限定（日韓協定3条、入管特例法6条）

(2)その他（協定4条）

国民健康保険被保険者資格（日韓協定合意議事録3項）

c 協定永住制度の意義と限界

3 在日の定住権運動と国際人権法

難民条約 [B2010; 3-29; 260頁 / B2011; 260頁] と国民年金法改正

社会権規約2条2項、9条 [B2010; 3-8; 198頁 / B2011; 198頁]

★外国人の社会保障受給権についての憲法学説はどのように変化してきたか。宮沢説は、どのようなものであり、それは今日どのように評価されているか。

[文献] 山本直子2005「外国人の社会権保障における人権条約のインパクト」

名古屋大学大学院法学研究科修士論文（未公刊）

D 「特別永住」制度とその展開

1 経緯

a 日韓協定2条 [B2010; 1168頁] →日韓協議覚書（→配付資料）→入管特例法

b 入管特例法2009年改正（未施行）

http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact/pdf/tokurei_tokekomi.pdf

2 特別永住の人的範囲

a 法定特別永住（入管特例法3条）：

平和条約国籍離脱者またはその子孫であって、

1991年11月1日の時点における、法126-2-6、協定永住者または永住者

b 特別永住許可の羈束的付与（同4条1項、2項）

平和条約国籍離脱者の子孫で、

出生その他の理由で入国手続を経ることとなる在留することとなる者

3 特別永住制度の内容

a 出入国関係

入国時の電磁的個人識別情報提供義務の免除

（入管法6条3項1号 [B2010; 3-32; 269頁 / B2011; 270頁]）

退去強制事由の限定（入管特例法9条、改正後22上）

再入国許可の特例（同10条、改正後23条）

b その他

(1)特別永住者証明書制度

提示義務への緩和（2009年改正後17条）

Cf. 中長期在留者との比較

E.g. 2009年改正後入管法（未施行）19条の16～18、23条

http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact/pdf/koufu3nen_tokekomi.pdf

(2)住民としての登録（住民票）

2009年改正後住民基本台帳法30条の45

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/pdf/090727_04.pdf

★住民票記載事項は、特別永住者の場合と中長期在留者の場合でどのように異なるか。その違いは何を意味する（どういう効果を有する）か。

E 在日コリアンの法的地位

☆在日コリアンの特別の取扱いの根拠はどこにあるか。

★日韓協定前文と1991年日韓協議覚書は、この点で、どのようなことを示唆しているか。

☆「特別永住」という地位は、入管法に規定する「在留資格」と同種のものか。言い換えれば、出入国管理上の「特例」を享受する地位に尽きるものか。

[文献] 芹田健太郎1991「永住権の確立」芹田『永住者の権利』（信山社）

[判例] 崔善愛事件 福岡高判1994(H6).5.13行集45巻5=6号1202頁LEX/DB27825672

★崔善愛事件高裁判決は、協定永住資格をどのように捉えたか。それはどのように評価できるか。

Cf. 最判1998(H10).4.10民集52巻3号776頁

⇔ 入管特例法附則6条の2（→別配付資料）